

## 第13号

定価一年間300円  
組合員の購読料は  
組合費に含む

ひやま

発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町86-1  
TEL 0139(52)0858 FAX(52)1490  
発行責任者 石橋英敏  
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

## すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める全国署名

12月6日の全国集約集会に届けられました。この日全集約した署名は、2041筆でした。

すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める全国署名が、今年もとりくまれました。11月末日までに檜山教職員組合が集約した署名は、2041筆でした。

集会では、「税金を教育にもつと使うべき」との提起がなされました。高校生からの発言が続みました。「教育に自己負担のお金がかかり過ぎ」「高い学費のせいで学べなくなる人がいる」「家庭環境により、学ぶ権利が侵されることがあってはいけない」などの声が上がりいました。

実際、国内総生産のうち教育機関に対する公的支出の割合は、OECD（経済協力開発機構）加盟国中、日本は2.9%で、最下位です。OECD平均4.2%まで引き上げれば、完全な教育無償化をはじめ署名が求めるほぼ全項目が実現可能となります。（グラフ参照）

2,041筆



願い束ねて道議議会・国会へ

## 1年単位の変形労働時間制法案

強行成立

導入の前提なし

「嫌だ」というものの動かすことができない

文科大臣

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入するための特別措置法（給特法）改定案が12月4日、

度勤務実態調査。導入の前提を欠きます。また、8時間労働制の原則を壞す危険があることから、同制

2019年4月からの導入時期に向けた具体化が行われます。何よりも都道府県段階での条例化を食い止めるとりくみが焦眉の課題となります。引き続き現場の実態と声を上げていく必要があります。（裏面に関連）

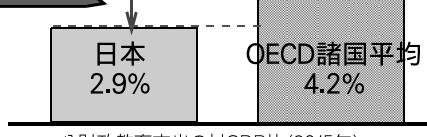
公私間格差・自治体間格差是正を求める院内集会」を開催し、326万3481筆の私学助成を集約しました。2020年度から私立高校生への就学支援が引き上げられることなど署名運動の成果を確認。参加した私立高校生徒は、「高校は私立だから、大学は国公立でなければならぬ」「家庭の経済状況によって将来の選択肢を狭めない

でほしい」などと訴えました。同署名も来年2月の提出をめざします。全国教育署名は31年の歴史を刻みます。この間、教育無償化を図る国際人権規約について日本政府は留保を解き、国際社会に約束しました。世界の大道は、人権としての教育の実現に向かっています。署名運動はそれと軌を一にします。

## 教育予算増で実現可能

OECD平均まで教育予算を引上げると幼稚園から大学まで教育無償化（約4兆円）、30人学級・教職員定数改善・給付奨学金拡充（約2兆円）が実現可能です。「教育にお金を！」

その差  
4.9兆円



効率的なものにしなければなりません。勤務時間把握に法的根拠を持った方向には賛成ですが、実効性あるものにしなければなりません。

公立学校教員は給特法で教職部活動が労働でないといふのは法律実務家からするとあり得ない不可解極まりないものです。そもそも労働基準法がなぜ残業代の割増賃金の支払いを命じるのか。端的に言えば長時間労働の抑制です。しかし、給特法は残業代支払い義務が課されず、使用者による労働管理も曖昧で、教員に過大な業務を与えることをためらわないようになります。長時間労働の元凶になつています。この問題に切り込みますに、教員の長時間労働の是正はなし得ません。

意見述べる嶋崎量弁護士=11月12日、衆議院文部科学委員会  
日本労働弁護団常任幹事。1975年生まれ。神奈川総合法律事務所所属、ブラック企業対策プロジェクト事務局長、ブラック企業被害対策弁護団副事務局長、反貧困ネットワーク神奈川幹事など。主に働く人や労働組合の権利を守るために活動。

## 1年単位の変形労働時間制審議

参考人陳述から



# 必要性も許容性もない

意見述べる嶋崎量弁護士=11月12日、衆議院文部科学委員会  
日本労働弁護団常任幹事。1975年生まれ。神奈川総合法律事務所所属、ブラック企業対策プロジェクト事務局長、ブラック企業被害対策弁護団副事務局長、反貧困ネットワーク神奈川幹事など。主に働く人や労働組合の権利を守るために活動。

## 2019年度檜山教組評議委員会&語る会



11月29日、檜山教職員組合の今年度評議委員会が開催されました。各支部選出の評議委員による審議を経て、中間決算と補正予算、経過報告と当面のとりくみについて承認されました。後段は、他の組合員も参加する

# 思い聞き合い振り返る

「今の想いを語る会」を開催。18名が参加しました。オリエンテーリングの後、4人5人の小グループに分かれ、日常の苦勞や思い、感じていることを率直に語り合いました。

1年単位の変形労働時間制の導入は必要性も許容性もありません。そもそもこの法案は、実深く刻化する教員の長時間労働の態を踏まえて提起されたものであります。念頭に置かなければならぬのは給特法の抜本的な改正です。そこを抜き、改定しても、休日のまとめ取りには賛成ですが、実

どのが出されました。組合と自分についての思いが交流されました。「個性的な人としての出会いがありましたから」「子どもや父母、地域を大事にしていたよね」「当たり前のことを行なせててくれる」など、それぞれ固有の関わりがあることが鮮やかに語られました。普段なかなか参加が叶わない奥尻の組合員からメッセージが寄せられ、紹介されました。

出会った人たちの思いをつなげたい」と西沖地震の時に奔走する組合員の姿を見て私もと思った「いろんな交流が楽しかった」「教師として学んで成長したい」といった内容に耳を傾けました。人間的な関係づくりの切実さが浮き立

の変形労働時間制には合理性があります。休日まとめ取りを可能とする条例を地方公共団体が制定するよう促す法律を国会でつくればよいのです。1年単位の変形労働時間制によってまとめ取りが出来るようになると、いう理解は法的に誤りです。

憲法に由来する労基法の1日単位、1週間単位の労働時間規制の枠を取り払う、労働者の命や健康にとって危険な例外的制度です。この法案は労使協定もないう、労働基準監督署への(労使協定)の届け出もありません。教員の職場は恒常的な長時間労働であり、導入できる前提を欠いています。勤務時間を含めて勤務時間として管理するとしています。労働ではないとの解釈には手をつけず、労働ではないはずの部活指導なども残業代がゼロです。残業代削減のメリットはないのにあえて導入する狙いは、繁忙期の残業時間を見せかけ上減らすことにあるとしか考えられません。

その狙いを隠し、休日のまとめ取りが可能になるということのみが強調され、労基法を歪めて改定を通そうという政府の対応はあまりにも無責任です。私の両親、祖母とも教員でしたが、教員の仕事は今も昔も魅力的です。志願者を失わせていないとの危惧があります。

## 政府答弁・付帯決議を生かして

文科省は、「月45時間、年360時間以内」の時間外労働を可能とする上限ガイドラインの順守を前提条件として示します。しかし、直近の文科省調査でも、月45時間超の時間外勤務をする危険があります。

教員が小学校で6割、中学校で7割になります。文科大臣は、「こうした要件が順守できない場合は制度の活用をやめると答弁せざるを得ませんでした。大臣は虚偽の勤務時間記録が蔓延している実態があることも認めました。国会の付帯決議は「前提として、現状の教職員の長時間勤務の実態改善を図ること」で、現状の教職員の長時間勤務や研修等の縮減を図ること」を求めてます。また、勤務時間延長に伴い新たな業務を附加し在校時間の延長を招かない」と、職員会議や研修等は通常の所定勤務時間内で行うことなどを求めています。

# 変形労働制の導入を止めよう

11月12日衆議院文部科学委員会での参考人質疑で、労働弁護士の立場から意見述べた嶋崎量弁護士の陳述要旨を紹介します。

1年間の変形労働時間制によってまとめ取りが出来るようになると、いう理解は法的に誤りです。

1年間の変形労働時間制は、1年間の変形労働時間制によってまとめ取りが出来るようになると、いう理解は法的に誤りです。

1年間の変形労働時間制によってまとめ取りが出来るようになると、いう理解は法的に誤りです。

1年間の変形労働時間制によってまとめ取りが出来るようになると、いう理解は法的に誤りです。